篠栗町骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成２４年法律第９０号）第５条の規定に基づき、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）に対し、篠栗町骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、ドナーの休業による経済的負担の軽減をし、もって骨髄等移植及びドナー登録の推進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（無職を除く。）とする。

(1)　財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供をし、財団が発行する骨髄等の提供を完了し、これを証明する書面を取得した者

　(2)　骨髄等の提供を行った日からこの要綱の規定による交付を受けるまでの間継続して篠栗町の住民基本台帳に記録されている者

　(3)　骨髄等の提供に係る通院又は入院及び面談（以下「通院等」という。）に要した日の全部又は一部について、年次有給休暇又は有給の特別休暇（以下「有給休暇等」という。）を取得していない者

　(4)　他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者

　(5)　町税の滞納がない者

　(6)　篠栗町暴力団排除条例（平成２２年条例第２号）第２条第１号及び第２号に規定する暴力団又は暴力団員でない者

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、骨髄等の提供に係る通院等（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に２万円を乗じて得た額とし、１回の提供につき２０万円を限度とする。ただし、有給休暇等を利用した場合は、当該日数から減ずる。

　（助成の申請）

第４条　助成金の交付を受けようとするドナー（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日（提供に係る入院をして退院した日）から起算して１年以内に、篠栗町骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　財団が実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類

(2)　篠栗町骨髄等移植ドナーに係る休暇等取得証明書（様式第２号）

(3)　骨髄等の提供に係る通院等を証する書類

　(4)　助成金の振込先が確認できる金融機関の通帳、キャッシュカード等の写し

　(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

　（助成金の交付等）

第５条　町長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、助成金の交付を決定したときは、篠栗町骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書（様式第３号）を速やかに申請者に送付するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

２　町長は、前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した篠栗町骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書（様式第４号）を速やかに申請者に送付するものとする。

（助成金の返還）

第６条　町長は、申請者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。